



Himeji city society of commerce and industry

商工会ニュース

第 197 号
令和 7 年 12 月 1 日
姫路市商工会

法律相談

事業のトラブル解決！

令和 7 年 12 月 17 日（水）

● 時間：午後 2 時～午後 4 時

● 場所：姫路市商工会 本所（姫路市夢前町前之庄 1434-15）

※ 相談希望の方は、事前に電話予約をお願いします（TEL：079-336-1368）

税務相談

税務関係の事例についての的確にアドバイス！

令和 7 年 12 月 10 日（水）

相談無料
秘密厳守

～ 年末調整個別相談のお知らせ ～

令和 8 年 年末調整個別相談会を下記日程により開催いたします。

○ 日 程：【本所・家島支所】

1 月 5 日（月）・6 日（火）・7 日（水）・8 日（木）・9 日（金）・13 日（火）

【香寺支所】

1 月 5 日（月）・6 日（火）・7 日（水）・9 日（金）・13 日（火）・16 日（金）

【安富支所】

1 月 5 日（月）・7 日（水）・8 日（木）・13 日（火）・15 日（木）

○ 時 間：各日 午前 10 時～午後 3 時

○ 開催場所：姫路市商工会 夢前本所・家島支所・香寺支所・安富支所

○ 必要書類：従業員・専従者の給与台帳

従業員等の生命保険・地震（損害）保険・社会保険料（国民年金）などの控除証明書

税務署より送付された年末調整関係書類一式

従業員等の住所市町から届いた給与支払報告書（総括表）

事業主、従業員、従業員扶養親族のマイナンバー番号

◆姫路市商工会ホームページの会員リンク掲載について

当会ホームページ上では、会員事業所様のホームページへアクセスできるようリンクを掲載しています。掲載を希望される事業所様は、下記 QR コードを読み取っていただき、専用フォームよりお申し込みください。ご不明点は、商工会までお問い合わせください。

お申し込みはこちらから



□本 所	〒671-2103	姫路市夢前町前之庄 1434-15	TEL (079) 336-1368	FAX (079) 336-1130
□家島支所	〒672-0102	姫路市家島町宮 1900	TEL (079) 325-0629	FAX (079) 325-2359
□香寺支所	〒679-2151	姫路市香寺町香呂 204-1	TEL (079) 232-0570	
□安富支所	〒671-2401	姫路市安富町安志 1151	TEL (0790) 66-2696	

◆令和7年分の年末調整 昨年と比べて変わった点と留意事項

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

控除項目	令和6年分（改正前）	令和7年分（改正後）
基礎控除	一律48万円	合計所得金額に応じ段階制： ・132万円以下 → 95万円 ・132万円超～336万円以下 → 88万円 ・336万円超～489万円以下 → 68万円 ・489万円超～655万円以下 → 63万円 ・655万円超～2,350万円以下 → 58万円
給与所得控除	収入金額162万5,000円以下 → 控除額55万円	収入金額190万円以下 → 控除額65万円 (給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません)
扶養親族等の所得要件	扶養親族等の合計所得金額48万円以下（給与収入のみの場合、年収103万円以下）など。	所得要件が引き上げられ、合計所得金額58万円以下（給与収入のみの場合、年収123万円以下）など。
特定親族特別控除（新設）	—（なし）	年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額58万円超123万円以下等の要件を満たす場合。

令和7年12月に行う年末調整の際には、次の内容に注意してください。

- ① 従業員の方に、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか確認してください。
(改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいる場合には、「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けてください。)
- ② 特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方から、「給与所得者の特定親族特別控除 申告書」の提出を受けてください。
- ③ 改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算をしてください。

年末調整事務の詳細については「令和7年度年末調整のしかた」をご覧ください→→→



◆中小小規模事業者向けの経営相談窓口のご案内

相談内容：(例)持続化補助金等の各種補助金申請、経営計画策定支援など。

日 程：原則毎週水曜日 午前10時～12時、午後1時～3時

※必ず事前予約をお願いします。

会 場：姫路市商工会 本所・家島支所・香寺支所・安富支所

※ZOOM等を利用した相談も可

相 談 員：中小企業診断士 荒木 慎吾 氏

青年部に入って同年代の繋がりを
作りませんか？



◆入部資格

商工会に属する事業所の代表者、または事業に従事する役員又はこれに準ずる方で、年齢満45歳以下の方
入会ご希望の方は、上記QRコード
またはお電話(079-336-1368)にてお気軽にお問い合わせください!!

◆支所相談窓口のご案内

各支所(香寺支所・安富支所)下記日程にて相談窓口を開設しております。
お気軽にご利用ください。

【香寺支所】火曜日・金曜日 午前9時～12時、午後1時～4時

【安富支所】月曜日・木曜日 午前9時～12時、午後1時～4時

相 談 員：藤岡 泰造 氏

安心 安全
国がつくった

小規模企業共済

経営者のための積み立て式退職金制度

小規模企業者のみなさま

POINT
1

将来の生活安定資金に
小規模企業者が、引退後の生活安定資金を積み立てる制度

POINT
2

無理なく積み立て
掛金月額1,000円から設定でき、途中で掛金の増額・減額が可能

POINT
3

今の経営のサポートにも
掛金は全額所得控除、また共済契約者貸付で事業資金等の借入れも可能

こんな方が加入できます

個人事業主・フリーランス

小規模企業等の経営者・役員

個人事業の共同経営者

オンラインで加入申込受け付け中

くわしくはウェブサイトをご覧ください。

小規模企業共済

検索